

□■認可地縁団体における書面等による決議について■□

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の改正等により、認可地縁団体において、総会を開催せずに書面又は電磁的方法（電子メール等を利用した方法）による決議を行うことが可能となりました。【令和4年8月20日施行】

人口減少や少子高齢化の進行、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い、町内の認可地縁団体におきましても、総会の開催をはじめ様々な活動への影響が顕在化してきている状況にあります。町では、今般の改正内容を踏まえ、各団体の今後の活動の維持・継続に役立てていただければと考えておりますので、その概要についてお知らせいたします。



〔改正の概要〕

1 下のいずれかの方法により、書面による決議が可能となります

区 分	要 件	参 考
法第260条の19の2 第1項	<ul style="list-style-type: none"> ●書面による決議を行うことについて構成員全員の承諾があれば総会の開催の省略を認める。 ●決議事項について全員の合意を必要としない。（通常の決議要件を適用） 	<p>構成員の意思確認： 2回 決議要件： 3/4以上賛成</p>
法第260条の19の2 第2項	<ul style="list-style-type: none"> ●決議事項について全員の合意があった場合には、総会の開催省略が認められる。 ●決議事項について賛否が分かれた場合には、総会の開催省略は認められない。 	<p>構成員の意思確認： 1回（機動的） 決議要件： 全員の賛成（厳しい）</p>

※上記の方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有します。

2 総会の開催を省略するために全員の承諾や合意を必要とする理由は

認可地縁団体の総会は、当該団体の意思決定を行う最高機関であり、本来、少なくとも毎年1回以上開催されるべきものです。今回の改正で新設する書面等による決議に関する規定は、総会の場での討議を省略するという意味で、重大な例外を認めるものです。そこで、総会の場での討議を省略することによって全ての構成員に不利益が及ばないように構成員全員の承諾等を必要とすることとしています。

3 今後一切の決議事項について書面等により決議を行うことは可能か

今回の改正規定は、いずれも、個々の決議事項についてその議案（何について決議を行うのか）を提示してそれぞれ規定どおりの承諾又は合意を得る必要があります。あらかじめ決議全般について包括的に承諾又は合意を得ることはできません。同日に複数の事項について書面等の方法による決議を行おうとする場合であっても、個々の議案について規定どおりの承諾や合意を得る必要があります。